

第 21 回 取引所外売買等に関するワーキング・グループ

〔平成 30 年 11 月 12 日（月）午前 10 時 30 分〕
太陽生命ビル 8 階 第 4 会議室

議 案

- PTS 信用取引の導入に係る「上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則」の一部改正（案）について

以 上

第 20 回取引所外売買等に関するワーキング・グループにおける御意見と対応案について

2018（平成 30）年 11 月

条 項 等	ワーキング・グループのメンバーからの御意見等	対 応 案
(PTS 貸借取引の定義) 第 2 条第 13 号	PTS 貸借取引の定義には、取引主体（参加会員 or 会員（参加会員以外の会員を含む。））が不明確であるため、記載すべき。 (留意事項) - 東証「信用取引・貸借取引規程」では、貸借取引の担い手が東証の取引参加者に限定されていること（証券金融会社との貸借取引は参加会員が行うこと）。 - 参加会員以外の会員による取次ぎや協会員による金融商品仲介行為を考慮した規定ぶりとする	● 第 2 条第 13 号について、貸付けを受ける主体が参加会員である旨を明確にする。 ● また、参加会員が清算参加者資格を有している者に有価証券等清算取次ぎの委託を行う場合を考慮し、修正する。 次に掲げる取引の決済のために<u>参加会員又は参加会員から有価証券等清算取次ぎを委託された者が、認可会員</u>の指定する証券金融会社から株式会社 東京証券取引所の開設する取引所金融商品市場の決済機構を利用して金銭又は有価証券の貸付けを受ける取引をいう。

条 項 等	ワーキング・グループのメンバーからの御意見等	対 応 案
(PTS 貸借銘柄の定義) 第 6 条の 7 第 1 項第 3 号 (第 6 条の 7 第 4 項)	PTS 貸借取引の対象となる銘柄には、金銭及び有価証券の貸付けが可能な銘柄に加え、金銭のみ貸付けが可能な銘柄が含まれるが、本条文で規定される銘柄は、金銭及び有価証券の貸付けが可能な銘柄であることについて明確にすべき。	● 第 6 条の 7 第 1 項第 3 号において、PTS 制度信用銘柄と PTS 貸借銘柄を定義する。
(PTS 信用取引に関する通知書の送付) 第 6 条の 7 第 1 項第 4 号 (第 6 条の 7 第 5 項)	「自主規制規則の改善等に関する検討ワーキング・グループ」等で PTS 信用取引の導入に係る関係諸規則の議論を行っていることから、条項の追加及び修正が想定される。 (具体的な追加事項) PTS 信用取引に関する通知書の送付に関する事項 (東証「信用取引・貸借取引規程」第 6 条に相当する事項) ※ 去る 9 月 26 日開催「法定帳簿等に関するワーキング・グループ」において、PTS 信用取引に関する通知書の送付に関する事項は「有価証券の寄託の受入れ等に関する規則」ではなく、本規則において規定することが適当とされた。	● 第 6 条の 7 第 1 項第 4 号として、次のとおり追記する。 <u>チ PTS 信用取引に係る未決済勘定がある顧客に対する通知書の送付に関する事項</u> ＜第 6 条の 7 第 4 項において「認可会員は、第 1 項第 4 号に掲げる事項については、株式会社東京証券取引所と同等の取扱いを行うこととしなければならない。」旨を定めることにより、月 1 回の通知義務や記載事項が適用される。＞

条 項 等	ワーキング・グループのメンバーからの御意見等	対 応 案
(信用取引残高等の情報連携の範囲) 第 6 条の 7 第 7 項	認可会員による証券金融会社に対する信用取引残高等の情報連携については、当該規則において一定の規律付けが必要であることは認識しているが、一方で、証券金融会社からの情報連携要請が過大なものにならないか懸念する。必要十分な範囲になるような表現を挿入することを検討いただきたい。 (留意事項) - 証券金融会社が PTS 貸借取引を免許業として取り扱う場合は、適正かつ有効な需給管理を行うために情報連携のレベルが高くなることはやむを得ない部分がある。 - 認可会員から証券金融会社に連携される情報の範囲について、認可会員と証券金融会社との間で事前に協議のうえ規則に規定するなど、原案の修正について協議することは可能と考えられる。	● 第 6 条の 7 第 7 項について、次のとおり修正する。 認可会員は、その指定する証券金融会社から PTS 貸借取引の公正かつ円滑な運営に資することを目的として第 1 項第 6 号に掲げる情報その他<u>証券金融会社との間で合意した</u>情報の提供の要請があった場合は、当該要請に応じるものとする。

条 項 等	ワーキング・グループのメンバーからの御意見等	対 応 案
(PTS 貸借取引の制限) 第 6 条の 7 第 8 項	規則改正案第 6 条の 7 第 8 項では、第 2 条第 13 号イ（PTS 制度信用取引）又はロ（自己の信用売り又は信用買い）に係る決済以外のために PTS 貸借取引を行ってはならない旨を規定しているが、参加会員の委託により行われる有価証券等清算取次ぎは本件制限対象の取引に含まれていないという理解で良いか。	● 規則第 6 条の 7 第 8 項は、東証「信用取引・貸借規程」第 11 条とパラレルの取扱いを意図。ただし、参加会員から有価証券等清算取次ぎを委託された者も証券金融会社に貸借申込を行う旨を追記する。 ● 本協会の自主規制規則には有価証券等清算取次ぎを規制対象とするものは存在せず、規制対象とする必要性もない。また、東証「信用取引・貸借取引規程」では日本証券クリアリング機構（JSCC）の業務方法書に定めるところにより金銭及び有価証券の授受を行うことを定める場合にのみ有価証券等清算取次ぎを PTS 貸借取引に含めているに過ぎないため（第 11 条）、PTS 貸借取引の定義からハを除外する。

条 項 等	ワーキング・グループのメンバーからの御意見等	対 応 案
(PTS 信用取引に係る統計情報の公表義務) 第 6 条の 7 第 10 項	認可会員において、銘柄別信用取引週末残高を集計し公表することは基本的に問題ないが、それ以外の統計情報の範囲については集計及び公表の必要性を含め議論すべきであると考える。 (統計情報の種類) ・ 銘柄別の PTS 信用取引週末残高 —— 東証における銘柄別の信用取引週末残高と合算したものの集計・公表も必要であるが、どのように公表するか。 ・ PTS 信用取引現在高 —— PTS 信用取引損益評価率の算出に不可欠であるが、必要か。東証における信用取引損益率と合算する必要があるか。	● 第 6 条の 7 第 10 項において、ホームページ等による公表義務の対象範囲として、銘柄別の PTS 信用取引週末残高と PTS 信用取引現在高の集計・公表義務を追加する。 ● また、ホームページ等による公表義務の対象範囲として、投資者や証券会社利便を考慮し、PTS 信用取引の規制措置も追加する。

未定稿

「上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則」の一部改正（案）について

資料 2

平成 30 年 11 月 12 日

（下線部分変更）

改 正 案	現 行	備 考
（定義） 第 2 条 （ 現行どおり ） 1 ～ 9 （ 現行どおり ） 10 <u>PTS 信用取引 信用取引のうち、認可会員が行う認可業務による取引所外売買において会員が顧客に信用を供与するものをいう。</u> 11 <u>PTS 制度信用取引 PTS 信用取引のうち、品貸料及び弁済の繰越期限について、次に掲げるところに従って行うものをいう。</u> イ <u>品貸料 認可会員が銘柄ごとに定めるものとし、株式会社 東京証券取引所が定める料率ものと同一の料率とする。</u> ロ <u>弁済の繰越期限 会員による貸付けの日の翌日とし、その 2 日前（認可会員の休業日を除外する。）の日までに弁済の申し出をしない場合は、逐日（認可会員の休業日を除外する。）これを繰り延べるものとする。ただし、PTS 信用取引による売付け又は買付けが成立した日の 6 か月目の</u>	（定義） 第 2 条 （ 省 略 ） 1 ～ 9 （ 省 略 ） （ 新 設 ） （ 新 設 ）	➤ 顧客には他の会員を含む（PTS 信用取引では、取引所信用取引と同様、非取引参加者が自らの顧客の注文を取引参加者に対する委託の取次ぎを行う場合における当該自らの顧客に対する信用の供与を行うものを含む。）。 ○：顧客→参加会員→認可会員 ○：顧客→非参加会員→参加会員→認可会員 東証「信用取引・貸借取引規程」第 2 条第 1 項 ➤ この規程において制度信用取引とは、品貸料及び弁済の繰延期限について、この規程及び受託契約準則に定めるところに従って行う信用取引をいう。 東証「信用取引・貸借取引規程」第 8 条 ➤ 貸借取引により金銭及び有価証券の貸付けを受けることができる銘柄（以下「貸借銘柄」という。）の制度信用取引に係る品貸料は、当取引所が銘柄ごとに定める。 東証「受託契約準則」第 43 条第 1 項 ➤ 信用取引による売付有価証券又は買付代金の貸付けの弁済期限は、貸付けの日の翌日とし、その 3 日前（取引所の休業日を除外する。）の日までに弁済の申し出をしない場合は、逐日（取引所の休業日を除外する。）これを繰り延べるものとする。ただし、制度信用取引においては、当該信用取引に

改 正 案	現 行	備 考
応当日（応答日がない場合はその月の末日とし、応当日が認可会員の休業日に当たるときは順次繰り上げる。）から起算して3日目の日を超えて繰り延べることができない。 12 PTS 一般信用取引 PTS 信用取引のうち、品貸料及び弁済の繰越期限について、会員が顧客との間で合意した内容に従って行うものをいう。 13 PTS 貸借取引 次に掲げる取引の決済のために参加会員又は参加会員から有価証券等清算取次ぎを委託された者が、認可会員の指定する証券金融会社から株式会社 東京証券取引所の開設する取引所金融商品市場の決済機構を利用して金銭又は有価証券の貸付けを受ける取引をいう。 イ PTS 制度信用取引 ロ 参加会員が自己の計算において行う有価証券の売買（当該認可会員の認可業務による取引所外売買によるものであり、かつ、売買成立の日の6か月目の応当日（応当日がないときはその月の末日とし、応当日が休業日に当たるときは順次繰り上げる。）から起算して3日目（休業日を除外する。）の日までに当該有価証券の売買の決済を行うものに限る。） ハ 参加会員の委託により行われる有価証券等清算取次ぎ（本号イ、ロに	（ 新 設 ） （ 新 設 ）	よる売付け又は買付けが成立した日の6か月目の応当日（応当日がないときはその月の末日とし、応当日が取引所の休業日に当たるときは順次繰り上げる。以下同じ。）から起算して4日目の日を超えて繰り延べることができない。 ➤ T+2 化を前提としてロ．弁済の繰越期限を修正済。東証「信用取引・貸借取引規程」第2条第2項 ➤ この規程において一般信用取引とは、品貸料及び弁済の繰延期限について、顧客との間で合意した内容に従って行う信用取引をいう。 東証「信用取引・貸借取引規程」第1条第1項 ➤ この規程は、業務規程第1条の3第3項の規定に基づき、当取引所の市場における有価証券の売買に係る信用取引及び取引参加者が当取引所の市場における有価証券の売買の決済のために当取引所が指定する証券金融会社（以下「指定証券金融会社」という。）から当取引所の決済機構を利用して金銭又は有価証券の貸付けを受ける取引（以下「貸借取引」という。）に関して、必要な事項を定める。 ● 全ての参加会員が清算参加者資格を有しているわけではなく、清算参加者資格を有している者に有価証券等清算取次ぎの委託を行う場合があるため、当該事情を考慮し、PTS 貸借取引の定義を明確にする。

改 正 案	現 行	備 考
<u>掲げる取引であって、当該認可会員の認可業務による取引所外売買に係るものに限る。)</u> (適用除外) 第4条 (省 略) 2 <u>会員が行う取引所外売買及び協会員が媒介等を行う取引所外売買のうち、次の各号に掲げる取引所外売買については、この規則を適用しないものとする。</u> 1 <u>公開買付者を代理して公開買付けによる上場株券等の買付けを行う者となる協会員が行う公開買付けによる上場株券等の買付け</u> 2 <u>公開買付者となる協会員が行う公開買付けによる上場株券等の買付け</u> 3 <u>上場株券等の発行者である会社となる協会員が行う公開買付けによる自己株券の買付け</u> 4 <u>前各号に掲げる</u>公開買付けによる上場株券等の買付けに応じた売付け 3・4 (現行どおり) (私設取引システムにおける空売りに係る管理態勢の確立等) 第6条の6 (現行どおり) 2 (現行どおり) (削 る)	(適用除外) 第4条 (省 略) 2 <u>公開買付者を代理して公開買付けによる上場株券等の買付けを行う者となる協会員が行う公開買付けによる上場株券等の買付け若しくは公開買付者となる協会員が行う公開買付けによる上場株券等の買付け又は上場株券等の発行者である会社となる協会員が行う公開買付けによる自己株券の買付けについては、この規則を適用しないものとする。</u> (新 設) (新 設) (新 設) (新 設) 3・4 (省 略) (私設取引システムにおける空売りに係る管理態勢の確立等) 第6条の6 (省 略) 2 (省 略) 3 <u>認可会員は、認可業務により信用取引</u>	➤ 文理上、協会員が公開買付けの買い手側の場合のみ適用除外となっており、応募株主として売り手になる場合には適用除外とされていない。 ➤ ただし、売買停止措置など、買い手側となる場合に限らず、売り手となる場合にも適用除外とされるべきであるため、本改正と合わせて適正化する。 1号…公開買付代理人として買付けを行う場合 2号…発行者ではない公開買付者として買付けを行う場合 3号…発行者である公開買付者としての買付けを行う場合 4号…応募株主として公開買付けに応じた売付けを行う場合 ●<u>協会員以外の買付けに応じた売付けを含むために、「前各号に掲げる」を削る。</u> ➤ 監督指針の一部改正を前提として、PTS 信用

改 正 案	現 行	備 考
(PTS 信用取引取扱規則) 第6条の7 認可会員は、PTS 信用取引を取り扱う場合には、次の各号に掲げる事項を定めた PTS 信用取引取扱規則を作成し、自らの参加会員に遵守させなければならない。 1 PTS 信用取引を取り扱うことができる参加会員の範囲 2 認可業務のうち PTS 信用取引（信用取引により貸付けを受けた買付代金又は売付有価証券の弁済のための売買を含む。第3項において同じ。）を取り扱う時間 3 PTS 制度信用取引を行うことができる銘柄（以下「PTS 制度信用銘柄」という。）及び PTS 貸借取引により金銭及び有価証券の貸付けを受けることができる銘柄（以下「PTS 貸借銘柄」という。）の対象銘柄の選定基準及び選定取消基準 4 PTS 信用取引の取扱いに関する次に掲げる事項 イ PTS 制度信用取引の品貸料及び弁済の繰越期限に関する事項 ロ 委託保証金の差入れ（追加差入れを含む。）、維持及び引出し等に関する事項（有価証券による代用に係る事項を含む。）	を行ってはならない。また、参加会員は、信用取引となる顧客の注文を取り次いではならない。 （ 新 設 ）	取引の禁止規定を削る。 ➤ この条では、PTS 信用取引を取り扱う認可会員がその規約等に定めるべき事項について規定する。 1 号…PTS 信用取引を行う参加会員：東証の取引参加者 2 号…PTS 信用取引の取引時間：東証の立会時間 ※ 平成 30 年 6 月の「PTS 信用取引検討会報告書」において、PTS 信用取引の取引時間については、反対売買を含めて東証の立会時間と同じ時間帯とすべきであるとされている。 3 号…PTS 制度信用取引及び PTS 貸借取引の選定基準並びに選定廃止基準（東証「信用取引・貸借取引規程」第7条第2項及び第10条第2項、「制度信用銘柄及び貸借銘柄の選定に関する規則」） 4 号 イ 品貸料（入札合算、授受期間）、弁済の繰越期限（6 か月以内）（東証「信用取引・貸借規程」第8条、「受託契約準則」第41条第2項及び第43条） ロ 委託保証金の差入れ（日時、30%（30 万円））、維持（維持率 20%と追加差入れ）、引出し（可能額）（東証「受託契約準則」第39条、第40条、第44条、第47条及び第48条） ハ 受入保証金の計算方法（東証「受託契約準則」第

改 正 案	現 行	備 考
ハ 受入保証金の計算方法に関する事項 ニ 計算上の利益の引出し等に関する事項 ホ 有価証券又は金銭の貸付けに関する事項 ヘ 配当請求権、株式分割による上場株券等を受ける権利その他の権利の処理に関する事項 ト 参加会員が認可会員の認可業務による売買を行おうとする場合において明らかにすべき事項 チ PTS 信用取引に係る未決済勘定がある顧客に対する通知書の送付に関する事項 5 PTS 信用取引の規制措置の内容及び実施基準 6 参加会員が行う次に掲げる情報の報告等に関する事項 イ 信用取引残高（銘柄別残高・現在高） ロ 信用取引売買手口情報 ハ その他認可会員がPTS信用取引に係る売買の公正の確保を図るため必要と認める情報 7 PTS 貸借取引の制限に係る事項 8 PTS 貸借取引を行う参加会員（当該参加会員が有価証券等清算取次ぎを委託する場合は、当該参加会員から有価証券等清算取次ぎを委託された者）が認可会員の指定する証券金融会社に対し	(新 設)	45 条) ニ 計算上の利益の引出し（東証「受託契約準則第 46 条」) ホ 有価証券又は金銭の貸付け（東証「受託契約準則」第 41 条) ヘ PTS 制度信用取引に係る権利処理（東証「信用取引・貸借取引規程」第 9 条、「制度信用取引に係る権利の処理に関する規則」) ト 取引参加者が東証に明らかにすべき事項（東証「業務規程」第 14 条第 1 項第 3 号乃至第 6 号) チ PTS 信用取引に関する通知書の送付に関する事項（東証「信用取引・貸借取引規程」第 6 条) 5 号…PTS 信用取引の規制措置：取引の制限・禁止、日々公表銘柄の指定、増担保、東証の規制措置発動時の対応 6 号…認可会員及び日証金が PTS 信用取引に係る規制措置を講じ、投資者の投資判断に必要な統計情報等を公表するために、参加会員から次に掲げる情報の報告を受ける。 イ 銘柄別信用取引残高（日次・週次）及び信用取引現在高（週次） ロ 売買手口情報 ハ その他 ※ 報告「等」には連携を含む。 7 号…市場別の残高を上限として日証金に貸借申込を行うこと 8 号…参加会員は日証金との間で相互保証に係る契約を締結するものとする。 ●参加会員が有価証券等清算取次ぎの委託を行う場合における相互保証の主体は、当該委託された者となるため、追記する。

改 正 案	現 行	備 考
債務不履行となり、かつ、その債務が完済不能となった場合における残存債務の分担の取扱いに係る事項 9 一定の要件に該当する参加会員がPTS信用取引の実質的な資金又は上場株券等の提供者とならないなど利益相反防止体制に係る事項 2 認可会員は、前項第1号に規定する参加会員の範囲については、次の各号に掲げる全ての要件を満たし、かつ、前項第8号に掲げ係る要件事項を満たす者としなければならない。 1 株式会社東京証券取引所の取引参加者のうち、有価証券の売買を行うための取引資格を有すること。 2 株式会社日本証券クリアリング機構の業務方法書に規定する現物清算資格を有し、又は当該現物清算資格を有する者に対し有価証券等清算取次ぎに係る委託を行っていること。 3 認可会員は、第1項第2号に規定する認可業務のうちPTS信用取引を取り扱う時間については、午前9時00分から午前11時30分まで及び午後0時30分から午後3時00分までの間としなければならない。 4 認可会員は、第1項第3号に規定するPTS制度信用銘柄取引及びPTS貸借取引の対象銘柄については、次の各号に掲げる銘柄のうち、当該認可会員の指定する証券金融会社が選定した銘柄から選定しな	(新 設) (新 設) (新 設) (新 設)	9号…利益相反防止体制に係る事項（監督指針の規定ぶりに表現の平仄を合わせる） ➤ 参加会員の範囲は、東京証券取引所の総合取引参加者であることが求められている。加えて、証券金融会社との間で相互保証に係る契約を締結することが求められている（取引参加者が清算参加者でない場合は、有価証券等清算取次ぎの委託先が締結者とする必要がある。）。 ➤ 日本証券クリアリング機構の現物清算資格の保有、又は、現物清算資格を有する者に有価証券等清算取次ぎ業務の委託を、PTS信用取引の参加会員の要件として求める。 ➤ PTS信用取引の取引時間は、 前場…午前9時00分～午前11時30分 後場…午後0時30分～午後3時00分 の範囲内とする。 ➤ PTS制度信用取引とPTS貸借取引の対象銘柄は東証における制度信用取引と貸借取引の対象銘柄をユニバースとする。 ➤ 東証上場外株も対象に含まれる。この場合、「外国証券の取引等に関する規則」及び外国証券取引口座約款の改正等は不要。

改 正 案	現 行	備 考
なければならない。 1 PTS 制度信用取引の対象銘柄 株式会社東京証券取引所が規則により選定する制度信用銘柄 2 PTS 貸借取引の対象銘柄 株式会社東京証券取引所が規則により選定する貸借銘柄 5 認可会員は、第1項第4号に掲げる事項については、株式会社東京証券取引所と同等の取扱いを行うこととしなければならない。 6 認可会員は、第1項第5号に規定するPTS 信用取引の規制措置の内容及び実施基準として、次に掲げる銘柄については当該各号に掲げる規制措置を講じる旨を定めなければならない。 1 株式会社東京証券取引所が信用取引の制限又は禁止措置を行った銘柄 PTS 信用取引の制限又は禁止措置 2 株式会社東京証券取引所が信用取引残高の日々公表銘柄に指定した銘柄 PTS 信用取引残高の日々公表銘柄への指定 3 株式会社東京証券取引所が信用取引に係る委託保証金の率の引上げ（委託保証金の有価証券をもってする代用の制限等を含む。）措置を行っている銘柄 PTS 信用取引に係る委託保証金の率の引上げ（委託保証金の有価証券をもってする代用の制限等を含む。）措置 4 当該認可会員が指定する証券金融会	(新 設) (新 設)	●PTS 制度信用銘柄及び PTS 貸借銘柄の選定フローについては、認可会員と証券金融会社間で現在調整中。 ➤ 東京証券取引所と委託保証金や権利処理等の取扱いを同等の取扱いを行うことにより、同一性を担保する。 ➤ 認可会員は、次の場合には、PTS 信用取引に係る規制措置を講じるものとする。 (1号～3号) ・東証が信用取引に関し規制措置を講じた場合 → 東証と同じ PTS 信用取引の規制措置 1号：信用取引の制限又は禁止措置 2号：日々公表銘柄への指定 3号：増担保規制措置 (4号) ・日証金が注意喚起通知、申込制限措置又は申込停止措置実施を行った場合 → PTS 信用取引の制限又は禁止措置

改 正 案	現 行	備 考
社が貸株利用等に関する注意喚起を通知した銘柄又は申込制限措置若しくは申込停止措置を実施した銘柄 PTS 信用取引の制限又は禁止措置 7 認可会員は、その指定する証券金融会社から PTS 貸借取引の公正かつ円滑な運営に資することを目的として第1項第6号に掲げる情報その他証券金融会社との間で合意したが必要と認める情報の提供の要請があった場合は、当該要請に応じるものとする。 8 認可会員は、第1項第8-7号に規定する PTS 貸借取引の制限に係る事項として、自らの参加会員又は参加会員から有価証券等清算取次ぎを委託された者が第2条第13号イ又はロに掲げる取引に係る決済以外のために PTS 貸借取引を行ってはならない旨を定めなければならない。 9 認可会員は、自らの顧客又は参加会員に対し、PTS 信用取引の実質的な資金又は上場株券等の提供を行ってはならない。 10 認可会員は、次の各号に掲げる事項 PTS 信用取引取扱規則について、外部から自由にアクセスすることが可能な方法により、公表しなければならない。 1 当該認可会員による PTS 信用取引取扱規則 2 当該認可会員が講じた PTS 信用取引の規制措置の内容 3 当該認可会員が取り扱う銘柄別の PTS	(新 設) (新 設)	➤ 日証金の貸借取引の公正かつ円滑な運営に資する目的の範囲内（注意喚起通知や申込制限措置等の発動・解除に係るものを含む。）において、認可会員は日証金に情報提供を行うものとする。 ➤ 平成 30 年 6 月の「PTS 信用取引検討会報告書」において、相互保証の観点から、市場毎の制度信用取引残高を上限として貸借申込を行う取扱いを徹底することも考えられるとされている。 ➤ 金融審市場 WG 報告では、認可会員自身が PTS 信用取引における資金又は上場株券等の提供者となってはならないとされている。 ➤ 認可会員が開設するホームページ等において各号に掲げる情報を公表することについて義務付ける。 1号… 投資者が会員との間で「PTS 信用取引の合意書」の取り交わしを行う前提として、認可会員の PTS 信用取引取扱規則を知っている必要があるものと考えられる。 2号… 信用取引に係る規制措置は、東証の現状を踏まえると、顧客や証券会社がホームページで確認できることが望ましい。 3号… 「PTS 信用取引検討会 報告書」において銘柄別信用取引月末週末残高の公表の必要性について言及されている。なお、日々公表規制銘柄の月次での公表については第6項第2号及び本項第2号において規定済。

改 正 案	現 行	備 考
<u>信用取引週末月末残高</u> 4 <u>当該認可会員の認可業務における PTS 信用取引現在高及び社内対当数量</u> (会員による PTS 信用取引取扱規則の遵守) 第6条の8 <u>参加会員は、PTS 信用取引又は第2条第13号ロに掲げる取引を行うに当たっては、当該取引に係る認可業務を行う認可会員が定める PTS 信用取引取扱規則を遵守しなければならない。</u> 2 <u>参加会員は、参加会員ではない会員が次の各号に掲げる取引を行うに当たっては、当該取引の注文の取次ぎを行う認可会員が定める PTS 信用取引取扱規則を当該参加会員ではない会員に周知し、その遵守を徹底しなければならない。</u> 1 <u>自らの顧客による PTS 信用取引の参加会員への委託の取次ぎ</u> 2 <u>自己の計算において行う有価証券の売買（認可会員の認可業務による取引所外売買によるものであり、かつ、売買成立の日の6か月目の応当日（応当日がないときはその月の末日とし、応当日が休業日に当たるときは順次繰り上げる。）から起算して3日目（休業日を除外する。）の日までに当該有価証券の売買の決済を行うものに限る。）</u> 3 <u>前項各号に掲げる取引を行う参加会員ではない会員は、前項に規定する認可会員が定める PTS 信用取引取扱規則を遵守しなければならない。</u>	(新 設) (新 設) (新 設)	4号… <u>東証では信用取引現在高や社内対当額を公表しており、メディアではそれらに基づき評価損益率を算出・公表するなど、有益な投資情報として利用されている。</u> ➤ PTS 信用取引を行う参加会員は、認可会員が定める規約等を遵守しなければならない。 ➤ PTS 信用取引の委託の取次ぎ又は自己の計算による PTS 信用取引の委託を行う非参加会員は、認可会員が定める規約等を遵守しなければならない。 ➤ 金融商品取引所の信用取引と異なり、PTS 信用取引の取次者である非参加会員にも、直接、自主規制規則上の罰則が及ぶこととなる（金融商品取引所は取引参加者にのみ罰則が及ぶ点と異なる。）。

改 正 案	現 行	備 考
(信用取引口座設定約諾書等の受入れ) 第6条の9 会員は、顧客が PTS 信用取引に係る信用取引口座を設定しようとするときは、当該顧客から株式会社東京証券取引所が定める信用取引口座設定約諾書（当該顧客が所定事項を記載し、これに署名又は記名押印したものに限る。）に加え、PTS 信用取引に係る合意書を受け入れるものとする。 2 会員は前項に規定する PTS 信用取引に係る合意書の差入れに代えて、「書面の電磁的方法による提供等の取扱いに関する規則」に定めるところにより、当該確認書に記載すべき事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により受けることができる。 第1節 認可業務による取引所外売買以外の取引所外売買の報告及び公表等（売買等の報告） 第7条 （ 現行どおり ） 2 会員は、取引所外売買が成立した場合（当該取引所外売買が認可業務により成立した場合を除く。）には、次の各号に掲げる事項を、報告公表システムを通じて、本協会に報告しなければならない。 1 銘柄名 2 売買価格（細則で定める売買価格をいう。以下同じ。） 3 売買数量	（ 新 設 ） （ 新 設 ） 第1節 認可業務による取引所外売買以外の取引所外売買の報告及び公表等（売買等の報告） 第7条 （ 省 略 ） 2 会員は、取引所外売買が成立した場合（当該取引所外売買が認可業務により成立した場合を除く。）には、次の各号に掲げる事項を、報告公表システムを通じて、本協会に報告しなければならない。 1 銘柄名 2 売買価格（細則で定める売買価格をいう。以下同じ。） 3 売買数量	➤ 金融商品取引所が定める信用取引口座設定約諾書（統一様式）は変更しない方針。 ➤ PTS 信用取引を行おうとする顧客は、統一様式に加え、PTS 信用取引に係る付属覚書を差し入れなければならないものとする。 ➤ PTS 信用取引に係る付属覚書の印紙税の取扱いについては、課税されない旨を税務当局に確認する必要がある。 ➤ 信用取引口座設定約諾書の電磁的方法による受入れは、東証ルールにより当然に認められる。

改 正 案	現 行	備 考
4 売買成立日時 5 売り又は買いの別 6 自己又は委託の別（会員が自己の計算により行った売買であるか、又は媒介、取次ぎ若しくは代理を行った売買であるかの別をいう。） 7 取引所外売買に係る基準となる価格を公表する金融商品取引所の名称及びその価格 8 売買の相手方（売買の相手方が会員である場合は会員名、顧客である場合は顧客である旨） <u>9 現金取引又は信用取引の別</u> <u>10 信用取引である場合には、次に掲げる事項</u> <u>イ 制度信用取引又は一般信用取引の別</u> <u>ロ 信用取引により貸付けを受けた買付代金又は売付有価証券の弁済のために行おうとする場合は、その旨</u> 11 その他本協会が必要と認める事項 <		

改 正 案	現 行	備 考
告及び公表 (売買の報告) 第11条 認可会員は、認可業務により成立させた売買について、第7条第2項各号に掲げる事項を、報告公表システムを通じて、本協会に報告しなければならない。 2 前項に規定する売買がPTS信用取引の場合において、第7条第2項中「信用取引」とあるのは「PTS信用取引」と、「又は信用取引の別」とあるのは「又はPTS信用取引の別（PTS信用取引の場合には、PTS制度信用取引若しくはPTS一般信用取引の別を含む。）」、「制度信用取引」とあるのは「PTS制度信用取引」と、「又は一般信用取引の別」とあるのは「又はPTS一般信用取引の別」と読み替えるものとする。 3 第1項の報告は、売買を成立させた日	告及び公表 (売買の報告) 第11条 認可会員は、認可業務により成立させた売買について、第7条第2項各号に掲げる事項を、報告公表システムを通じて、本協会に報告しなければならない。 (新 設) 2 前項の報告は、売買を成立させた日の	➤ 東証における信用取引の売買高・売買代金との比較及びPTS現物取引の売買高・売買代金との比較を行う観点からPTS信用取引の売買高・売買代金を把握する必要があるため、認可会員から本協会への報告事項を追加する。 ➤ 東証「業務規程」第14条第1項（抜萃） 取引参加者は、売買立会による売買を行おうとするときは、呼値を行わなければならない。この場合において、取引参加者は、次の各号に掲げる事項を、当取引所に対し明らかにしなければならない。 (3) 信用取引により行おうとするとき（顧客が取次者（取引参加者に有価証券の売買の委託をした顧客が、金融商品取引業者である場合であつて、当該委託が取引参加者に対する有価証券の売買の委託の取次ぎによるものであるときの当該顧客をいう。以下同じ。）である場合において、信用取引に係る売買の委託の取次ぎを引き受けたときを含む。）は、その旨 (4) 信用取引により貸付けを受けた買付代金又は売付有価証券の弁済のために行おうとするとき（顧客が取次者である場合において、信用取引により貸付けを受けた買付代金又は売付有価証券の弁済に係る売買の委託の取次ぎを引き受けたときを含む。）は、その旨 (5) 自己の信用売り又は信用買いにより行おうとするときは、その旨 (6) 自己の信用売り又は信用買いの決済のために行おうとするときは、その旨

改 正 案	現 行	備 考
の翌営業日の午前 8 時 30 分までに行わなければならない。 4 前条第 3 項の規定は、<u>前 3 項</u>の規定による売買の報告について準用する。 5 (現行どおり) 付 則 この改正は、2019 年●月●日から施行する。<u>ただし、第 4 条の改正は 2018 年●月●日から施行する。</u>	の翌営業日の午前 8 時 30 分までに行わなければならない。 3 前条第 3 項の規定は、<u>前 2 項</u>の規定による売買の報告について準用する。 4 (省 略)	【現行規則第 11 条第 4 項】 認可会員は、認可業務により成立させた取引所外売買について、銘柄別の売買数量<u>その他本協会が必要と認める事項</u>を月ごとに取りまとめ、翌月 10 日までに本協会に報告しなければならない。 ※ PTS 信用取引の売買高・売買代金等については、<u>下線部分に基づき認可会員に報告を求めるものとする。</u>